

堺市一般廃棄物処理基本計画（改定案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	本市の考え方
○計画の位置付けについて		
1	<p>現在の記載では施設整備基本計画が一般廃棄物処理基本計画の下位に位置付けられている。しかし、廃棄物処理法第6条2項では一般廃棄物処理計画に定めるとされているため、施設整備基本計画は一般廃棄物処理基本計画と同列に扱うべきであり、現行の記載は誤り又は誤解を招く表現である。</p>	<p>堺市一般廃棄物処理基本計画では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第2項に基づき、一般廃棄物処理施設整備の方向性等を記載しています。</p> <p>一方、堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画は、堺市一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえて具体化する計画であるため、堺市一般廃棄物処理基本計画の下位に位置付けています。</p> <p>なお、2021（令和3）年3月改定の堺市一般廃棄物処理基本計画において、施設整備に関して施設整備計画を策定する旨記載しています。</p>
○ごみの適正排出の推進について		
2	<p>計画に記載が無いが、リチウムイオンバッテリーの混入による火災のリスクが高まっていると思う。一度火災が発生すると莫大な費用が発生するのでもう少し出しやすいようにできないか。また、市民へのリチウムイオンバッテリーの処理方法についての意識付けを今以上にすべきではないか。例えば、日本のどこかのごみ処理場で火災が発生した翌月には広報さかいの一面を使ってバッテリーの処理方法を案内する等。</p>	<p>リチウムイオンバッテリー等の小型充電式電池類について、本市では申込制の戸別回収及び民間団体による拠点回収（対象品目のみ）を併用し他のごみへの混入防止を図っています。</p> <p>これまでも広報さかいへの特集記事掲載等による周知を行っておりますが、全国の廃棄物処理施設や収集運搬車両等で小型充電式電池類に起因する火災が相次いでいることを踏まえ、更なる周知に取り組みます。</p> <p>あわせて、クリーンセンターでの搬入物検査を強化します。</p> <p>また、拠点回収等の回収方法を検討し適正処理を進めます。</p>
○家庭ごみ有料化の検討について		
3	<p>家庭ごみの有料化については検討と記載があるが、本計画の期間内は検討のみで実際に有料化は行わないという認識でよいのか？また、もし有料化を実際に行うとなると計画改訂を実施し、その前に再度意見募集を行うということになるのか？</p>	<p>本市では「堺・ごみ減量4R大作戦」をはじめとする減量化・リサイクルの取組により、家庭系ごみ排出量の減少傾向が続いています。</p> <p>このため、本計画期間中は4Rの更なる推進により家庭系ごみ排出量の減少傾向を継続させることが最も重要であると考えています。</p> <p>なお、家庭ごみ有料化の実施が必要となった場合には、市民の皆様にご目的や必要性等を丁寧に示した上で、意見募集を含めた適切な意見把握の在り方等について検討します。</p>